

# おくやみハンドブック

茂原市



## ご遺族のみなさまへ

ご逝去を悼み心からお悔やみ申し上げます。

茂原市では、亡くなられた方に関する市役所での手続きと市役所以外の主な手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問合せください。

茂原市

## もくじ

市役所での手続きチェックリスト	P.2
ご逝去後の一般的な手続きの流れ	P.3
市役所での手続き	P.5
市役所以外での主な手続き一覧	P.19
ご遺族メモ	P.21
法定相続情報証明制度	P.23
委任状	P.25
戸籍証明書等の郵送請求について	P.27

## 市役所での手続きチェックリスト

亡くなられた方が以下に該当する場合は、担当窓口での手続きが必要となります。

区分	亡くなられた方の状況	該当	主な手続き	担当窓口	参照ページ
住民登録等	3人以上世帯の世帯主だった方	<input type="checkbox"/>	世帯主の変更	市民課	P.5
戸籍	戸籍の証明について	<input type="checkbox"/>			
健康保険	国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者だった方	<input type="checkbox"/>	・保険証等の返却 ・葬祭費支給申請	国保年金課	P.6
国民年金	国民年金のみを支給されている方	<input type="checkbox"/>	未支給年金の請求		P.7
障害福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳等をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	各種障害者手帳の返還	障害福祉課	P.8
	特別児童扶養手当・特別障害者手当等を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	各種手当の喪失・変更		
	自立支援医療受給者証・障害福祉サービス受給者証・通所受給者証をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	各種受給者証の返還・変更		
	重度心身障害者医療費の助成を受けていた方	<input type="checkbox"/>	受給券の返還		
介護保険	介護保険の資格を有していた方	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証等の返却	高齢者支援課	P.9
高齢者福祉	緊急通報装置(あんしん電話)・老人福祉電話を利用していた方	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置等の返却		
子育て	児童手当を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	受給者変更等の届出	子育て支援課	P.10
	児童扶養手当を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	受給者変更等の届出		
	ひとり親家庭等医療費等助成を受けていた方	<input type="checkbox"/>	受給者変更等の届出		P.11
	学童クラブを利用していた方	<input type="checkbox"/>	口座振替依頼申込書(変更)		
税金	市税を課税されていた方	<input type="checkbox"/>	相続人代表者の指定届出	市民税課 (固定資産税のみ 資産税課)	P.12
	原動付自転車(125cc以下)等を所有していた方	<input type="checkbox"/>	廃車・名義変更の届出		
犬	犬を飼っていた方	<input type="checkbox"/>	畜犬の所有者の変更	環境保全課	P.13
農地(農業)	農地を所有していた方	<input type="checkbox"/>	名義変更の届出	農業委員会	
		農業集落排水を使用していた方	<input type="checkbox"/>	変更または廃止の届出	農政課
森林	森林を所有していた方	<input type="checkbox"/>	土地所有者届出		
市営住宅	市営住宅に入居していた方	<input type="checkbox"/>	市営住宅に関する手続	建築課	P.15
空き家	住んでいた住宅が空き家になる方	<input type="checkbox"/>	空き家に関する相談		
奨学資金	奨学生・借受人・連帯保証人だった方	<input type="checkbox"/>	死亡届・変更届	教育総務課	P.16

※ 一部の手続きについては、本納支所ですることができる場合があります。詳しくは、事前にそれぞれの担当窓口までお問合せください。

## ご逝去後の一般的な手続きの流れ

	3カ月以内	4カ月以内
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 納骨</li><li>○ 四十九日</li><li>○ 初七日</li><li>○ 通夜・葬儀・告別式</li><li>○ 葬儀・法要の連絡・調整</li></ul>	
届出・手続	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 死亡届等</li><li>○ 健康保険・世帯主変更</li><li>○ 年金関係の手続</li><li>○ 公共料金等の手続</li><li>○ 遺言調査・遺言書の検認</li><li>○ 相続人調査</li><li>○ 相続財産調査</li><li>○ 相続放棄・限定承認</li></ul>	
税金		<ul style="list-style-type: none"><li>○ 所得税の準確定申告</li></ul>

10カ月以内

1年以内

○  
二  
周  
忌

○ 遺産分割協議  
○ 払戻・解約・名義変更等

○ 遺留分侵害額請求

○ 相続税の申告

市役所で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

〈次ページ〉  
必要な手続きの  
詳細について

〈19ページ〉  
市役所以外で  
必要な手続きの  
窓口一覧

# 市役所での手続き

茂原市役所 ☎ 0475-23-2111(代表)

## 世帯主変更の手続き

- ◇ 亡くなられた方が3人以上の世帯の世帯主であった場合は、世帯主変更届が必要になる場合があります。※茂原市に住所があった方は手続きは不要です。死亡届出時に確認の連絡をいたします。

### 持ち物

- 手続きされる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）
- 届出人が亡くなられた方と別世帯の場合は、同一世帯の方からの委任状が必要となります。

### 担当窓口

市民課 本庁舎2階 ①番窓口 TEL：0475-20-1502 / FAX：0475-20-1600

### 期限

死亡届出後、14日以内

## 戸籍の証明

- ◇ 戸籍証明書は本籍のある市区町村へ請求してください。  
本籍が茂原市にある方は、死亡届を茂原市に届出してから約1週間後に取得できます。  
本庁舎2階市民課または本納支所にて請求できます。

### 請求者

- ① 亡くなられた方の配偶者・直系親族（父母・子など）
  - 請求可能です。
- ② 亡くなられた方の兄弟姉妹・代理人
  - 請求理由により請求可能です。正当な理由があると認められない場合は、戸籍を発行することができません。

### 持ち物

- 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）

戸籍は法改正や婚姻、転籍などの届出により移り変わるため、1通の戸籍で出生から死亡まで全ての記載がされているとは限りません。どのような記載がされた戸籍が必要なのか、事前に提出先にご確認ください。

- (例) ・ 亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍  
・ 亡くなられた方の婚姻から死亡までの一連の戸籍  
・ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる戸籍

### 担当窓口

市民課 本庁舎2階 ①番窓口 TEL：0475-20-1502 / FAX：0475-20-1600

## 保険証等の返却

- ◇ 国民健康保険被保険者又は後期高齢者医療制度被保険者が亡くなった場合は、その方の保険証等の返還が必要です。

その他の健康保険の加入者が亡くなった時の手続きは、各保険者にお問合せください。

### 持ち物

- 亡くなった方の保険証等

### 担当窓口

国保年金課 本庁舎2階 ②番窓口 TEL: 0475-20-1503 / FAX: 0475-20-1600

### 期限

お早めにお手続きください。

## 葬祭費支給申請

- ◇ 国民健康保険被保険者又は後期高齢者医療制度被保険者が死亡した場合、その方の葬儀を行った方は申請が必要です。

その他の健康保険の加入者が亡くなった時の手続きは、各保険者にお問合せください。

### 持ち物

- 葬儀を行った方の口座番号等がわかるもの。
- 葬儀の領収証または会葬礼状（葬儀を行った方がどなたかわかるもの）

### 担当窓口

国保年金課 本庁舎2階 ②番窓口 TEL: 0475-20-1503 / FAX: 0475-20-1600

### 期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

## 未支給年金請求

◇ 国民年金のみを支給されている方が亡くなられた場合は、請求の手続きが必要です。

※年金を受けることなく亡くなられた時は、国民年金保険料の納付月数により死亡一時金の該当になる場合があります。

### 持ち物

● 手続きにより必要書類が異なりますので、担当窓口にお問合せください。

### 担当窓口

国保年金課 本庁舎2階 ②番窓口 TEL : 0475-20-1503 / FAX : 0475-20-1600

### 期限

亡くなられた日の翌日から5年  
(死亡一時金については亡くなられた日の翌日から2年)

## 各種障害者手帳の返還

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 療育手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳

◇ 亡くなられた方が各種手当を受給していた場合は、手続きが必要です。

### 持ち物

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

### 担当窓口

障害福祉課 本庁舎2階 ④番窓口 TEL : 0475-20-1666 / FAX : 0475-20-1610

### 期限

速やかにお手続きください。



## 各種手当の喪失・変更

- ・ 特別児童扶養手当
- ・ 特別障害者手当
- ・ 障害児福祉手当
- ・ 重度心身障害者福祉手当

◇ 亡くなられた方が各種手当を受給していた場合は、手続きが必要です。

### 持ち物

● 手当の種類により手続きに必要なものが異なります。詳しくは障害福祉課までお問合せください。

### 担当窓口

障害福祉課 本庁舎2階 ④番窓口 TEL：0475-20-1666 / FAX：0475-20-1610

### 期限

速やかにお手続きください。

## 各種受給者証の返還・変更

- ・ 自立支援医療受給者証  
(精神通院、更生医療、育成医療)
- ・ 障害福祉サービス受給者証  
(地域相談支援受給者証)
- ・ 通所受給者証

◇ 亡くなられた方が各種受給者証をお持ちの場合又は通所決定保護者が亡くなられた場合は、手続きが必要です。

### 持ち物

● 受給者証の種類により手続きに必要なものが異なります。詳しくは障害福祉課までお問合せください。

### 担当窓口

障害福祉課 本庁舎2階 ④番窓口 TEL：0475-20-1666 / FAX：0475-20-1610

### 期限

速やかにお手続きください。

## 重度心身障害者医療費助成受給資格喪失届

- ◇ 亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受けていた場合は、返還が必要です。

### 持ち物

- 重度心身障害者医療費助成受給券
- 受給者本人以外の通帳等

### 担当窓口

障害福祉課 本庁舎2階 ④番窓口 TEL: 0475-20-1666 / FAX: 0475-20-1610

### 期限

速やかにお手続きください。

## 介護保険被保険者証等の返却

- ◇ 介護保険の資格を有していた方が亡くなられた場合は、その方の介護保険被保険者証等の返還が必要です。

### 持ち物

- 亡くなられた方の介護保険被保険者証等

### 担当窓口

高齢者支援課 本庁舎2階 ⑤番窓口 TEL: 0475-20-1572 / FAX: 0475-20-1610

### 期限

お早めにお手続きください。

## 緊急通報装置(あんしん電話)、老人福祉電話の返却

- ◇ 亡くなられた方が緊急通報装置(あんしん電話)、老人福祉電話を利用していた場合は、手続きが必要です。

### 持ち物

- 担当課にお問合せください。

### 担当窓口

高齢者支援課 本庁舎2階 ⑤番窓口 TEL: 0475-20-1572 / FAX: 0475-20-1610

### 期限

お早めにお手続きください。

## 児童手当の手続き

- ◇ 児童手当の受給者が亡くなられた場合は、未支給分の手当を支給対象児童が請求する手続きが必要です。
- ◇ 新たに受給する方の認定請求書の提出が必要です。

### 持ち物

- 手続きする人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)
- 支給対象児童名義の口座情報がわかるもの
- 新たに受給する方の口座情報がわかるもの

### 担当窓口

子育て支援課 本庁舎2階 ⑦番窓口 TEL: 0475-20-1573 / FAX: 0475-20-1610

### 期限

受給者が亡くなられた日と同月内、または亡くなられた日が月末に近く、申請が翌月になる場合は亡くなられた日の翌日から起算して15日以内

## 児童扶養手当の手続き

- ◇ 児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合は、未支給分の手当を支給対象児童が請求する手続きが必要です。
- ◇ 子を養育していた方が亡くなられ、母子又は父子家庭となった場合や、父母に代わって児童を養育する場合は、児童扶養手当の対象となる場合があります。

### 持ち物

- 支給対象児童名義の口座情報がわかるもの
- 新たに児童扶養手当を申請する場合の持ち物については、詳しくは子育て支援課にお問合せ下さい。

### 担当窓口

子育て支援課 本庁舎2階 ⑦番窓口 TEL: 0475-20-1573 / FAX: 0475-20-1610

### 期限

新たに児童扶養手当を申請する場合、申請月の翌月分から支給の対象

## ひとり親家庭等医療費等助成の手続き

- ◇子を養育していた方が亡くなられ、母子又は父子家庭となった場合や、父母に代わって児童を養育する場合は、ひとり親家庭等医療費等の対象となる場合があります。

### 持ち物

- 詳しくは子育て支援課にお問合せ下さい。

### 担当窓口

子育て支援課 本庁舎2階 ⑦番窓口 TEL: 0475-20-1573 / FAX: 0475-20-1610

### 期限

申請日から助成の対象

## 学童クラブの利用料の引落口座の変更

- ◇学童クラブの利用料の引落口座の登録が亡くなられた方名義の場合は、口座振替依頼申込書（変更）の提出が必要です。

### 持ち物

- 特になし

### 担当窓口

子育て支援課 本庁舎2階 ⑦番窓口 TEL: 0475-20-1573 / FAX: 0475-20-1610

### 期限

お早めにお手続きください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 市税の相続人代表者指定の手続き

- ◇ 納税義務者(市・県民税、固定資産税、軽自動車税など)が亡くなられた場合は、納税通知書等の書類を受領する相続人代表者の指定届の提出が必要です。

### 持ち物

- 相続人代表者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)
- 相続人と判断できる書類(戸籍謄本など)

### 担当窓口

市・県民税、軽自動車税については、

市民税課 本庁舎2階 TEL: 0475-20-1577 / FAX: 0475-20-1609

固定資産税については、

資産税課 本庁舎2階 TEL: 0475-20-1579 / FAX: 0475-20-1609

### 期限

お早めにお手続きください。  
税目ごとに期限が異なりますので、お問合せください。

## 原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車・名義変更

- ◇ 亡くなられた方が原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を所有していた場合は、廃車または名義変更の届出が必要です。

### 持ち物

- 相続人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)
- 相続人と判断できる書類(戸籍謄本など)
- 茂原市のナンバープレート
- 標識交付証明書

※ 相続人以外の方に名義変更する場合は、お問合せください。

### 担当窓口

市民税課 本庁舎2階 TEL: 0475-20-1577 / FAX: 0475-20-1609

### 期限

お早めにお手続きください。

## 畜犬の所有者の変更

◇ 登録畜犬の所有者が亡くなられた場合は、所有者の変更の届出が必要です。

### 持ち物

- 特になし

### 担当窓口

環境保全課 本庁舎6階 TEL：0475-20-1504 / FAX：0475-20-1604

### 期限

お早めにお手続きください。

## 農地の権利を取得した方

◇ 相続（遺産分割・包括遺贈含む）等によって農地の権利を取得したときは、農地のある市町村の農業委員会に届出が必要です。

法務局で相続登記後にお越しください。

### 持ち物

- 相続登記関係書類

### 担当窓口

農業委員会 本庁舎6階 TEL：0475-20-1530 / FAX：0475-20-1604

### 期限

権利を取得したことを知った時点からおおむね10ヵ月以内

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 農業集落排水（加入者変更／使用者変更・廃止届の提出）

### 持ち物

- 変更前後の相続関係がわかる書類（登記事項証明書、戸籍謄本 等）  
※使用者の廃止の場合には不要

### 担当窓口

農政課 本庁舎 6階 TEL：0475-20-1526 / FAX：0475-20-1604

### 期 限

お早めにお手続きください。

## 森林の権利を取得した方

- ◇ 相続（遺産分割・包括遺贈含む）等によって森林（地域対象民有林）の権利を取得したときは、森林のある市町村の担当課に届出が必要です。  
届出が必要な森林かどうか、お電話で確認ができますので、お問合せください。

### 持ち物

- 森林の土地所有者届出書
- 変更前後の相続関係がわかる書類（登記事項証明書、戸籍謄本 等）
- 位置図

### 担当窓口

農政課 本庁舎 6階 TEL：0475-20-1526 / FAX：0475-20-1604

### 期 限

お早めにお手続きください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 市営住宅に関する手続き

◇ 亡くなられた方が市営住宅に住んでいた場合は、手続きが必要です。

### 持ち物

● 担当課にお問合せください。

### 担当窓口

建築課 本庁舎 8階 TEL : 0475-20-1588 / FAX : 0475-20-1606

### 期 限

速やかにお手続きください。

## 空き家の適正管理について

◇ 亡くなられた方が生前住んでいた住宅がある場合は、適切な管理を行ってください。

### 持ち物

● 特になし

### 担当窓口

建築課 本庁舎 8階 TEL : 0475-20-1588 / FAX : 0475-20-1606

### 期 限

速やかにお手続きください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....



## 茂原市奨学資金の奨学生・借受人死亡届

◇ 奨学生又は借受人が亡くなられた場合は、提出が必要です。

提出書類等については、別途ご案内いたします。

### 持ち物

- 担当課にお問合せください。

### 担当窓口

教育総務課 本庁舎9階 TEL : 0475-20-1557 / FAX : 0475-20-1607

### 期 限

直ちにお手続きください。

## 茂原市奨学資金の連帯保証人変更届

◇ 連帯保証人が亡くなられた場合は、提出が必要です。

提出書類等については、別途ご案内いたします。

### 持ち物

- 担当課にお問合せください。

### 担当窓口

教育総務課 本庁舎9階 TEL : 0475-20-1557 / FAX : 0475-20-1607

### 期 限

直ちにお手続きください。

## 空き家の所有者又は所有する可能性がある方

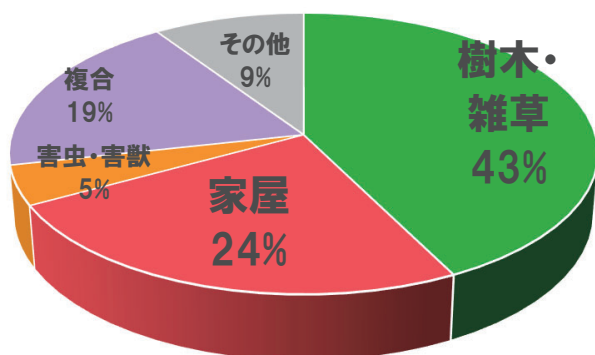
亡くなられた方の親族の方へ  
**亡くなられた方が生前住んでいた住宅が  
 空き家になっていませんか？**

### 空き家の適切な管理をお願いします。

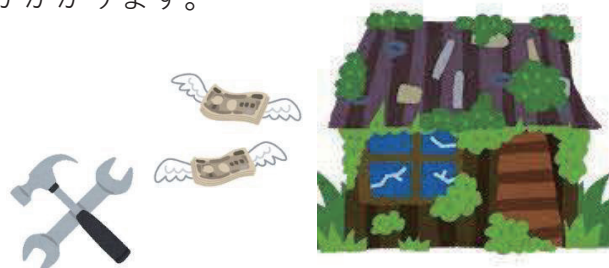
茂原市に寄せられる相談の多くは樹木や雑草についての相談です。  
 老朽化した空き家は台風などの災害時に壊れてしまい、周辺の住民の方に迷惑を  
 かけることがあります。

また、空き家を維持管理するためにはお金がかかります。

#### 空き家に関する相談割合



令和3年3月31日時点



#### 空き家を維持管理するためにかかる費用

固定資産税・都市計画税

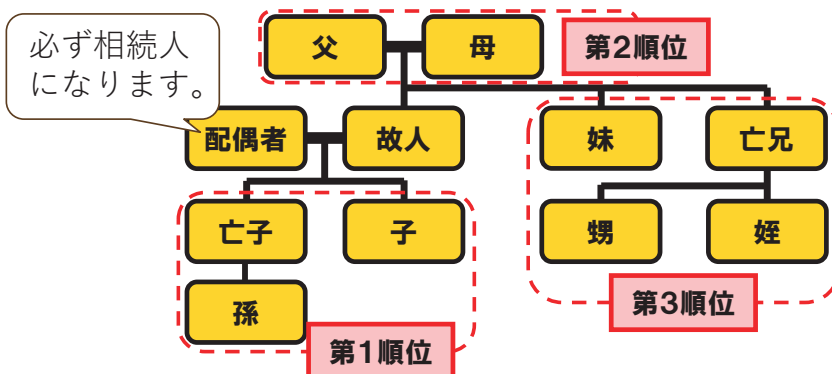
火災保険

建物が壊れた時の修繕費用

樹木等の剪定などの維持管理費用

### 多くの親族の方々に相続する権利があります。

多くの親族の方々が、相続する権利を持っています。  
 訪れたこともないような建物の権利や義務を負うこともあります。



茂原市マスコットキャラクター モバリん

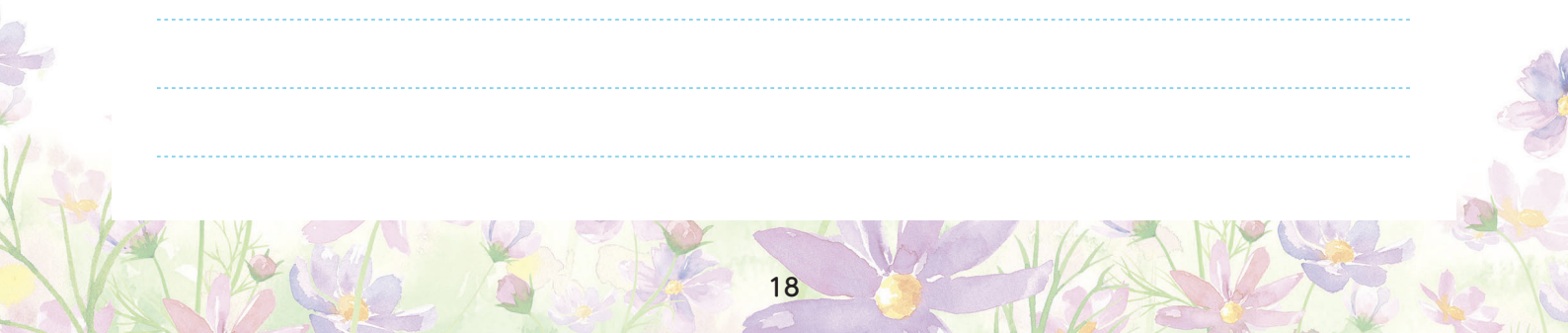
### まずは建築課までご相談ください!!

お問合せ先  
 茂原市役所建築課住宅政策係 (市庁舎8階)  
 TEL: 0475-20-1588



# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page below the 'MEMO' header.

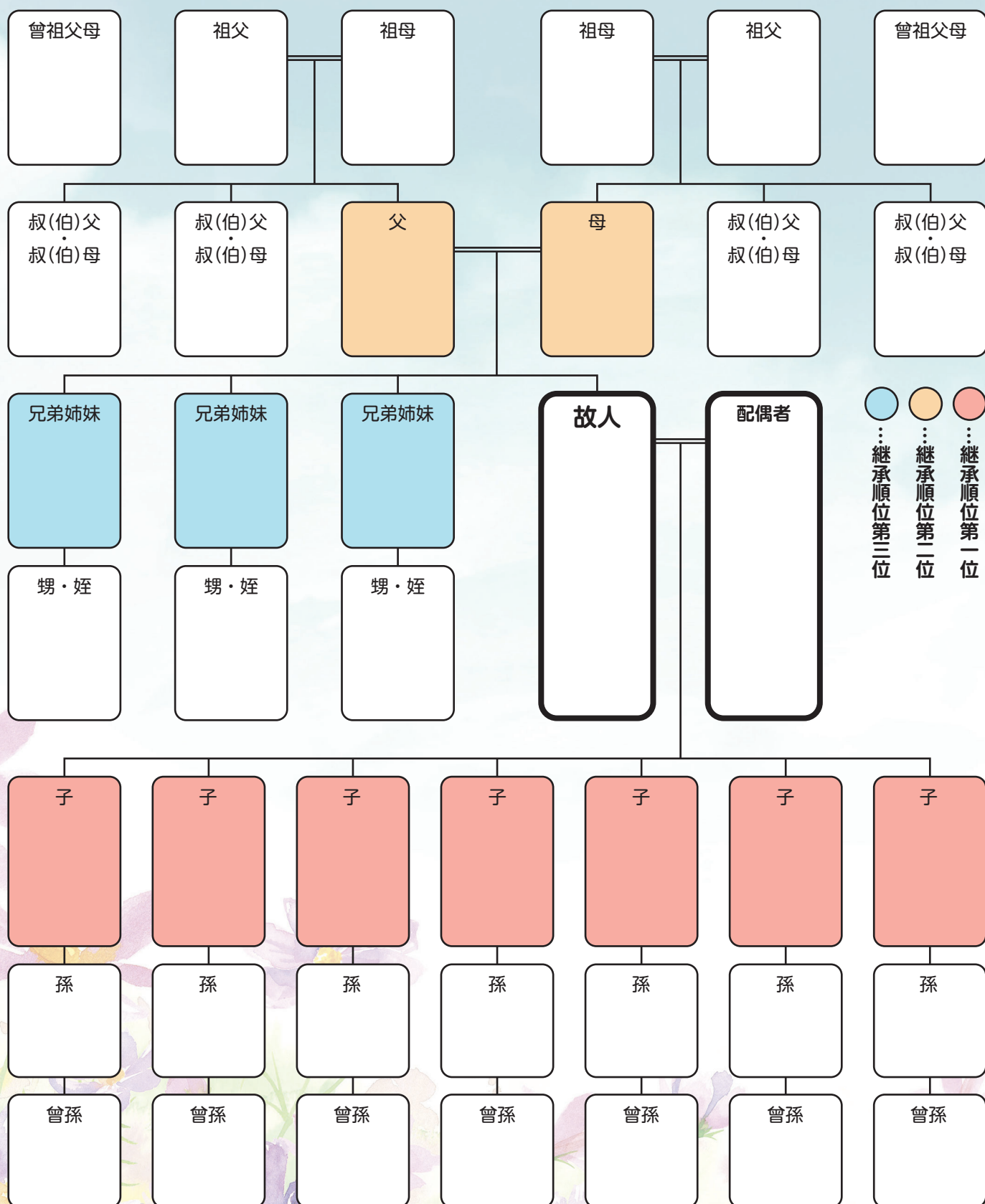


## 市役所以外での主な手続き一覧

手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
運転免許証	返納	茂原警察署 TEL：0475-22-0110 住所：茂原市早野新田7
軽自動車	名義変更・廃車等	軽自動車検査協会千葉事務所袖ヶ浦支所 TEL：050-3816-3116 FAX：0438-60-2482 住所：袖ヶ浦市長浦字拓式号 580-101
普通自動車	税金に関する手続き	茂原県税事務所(自動車税) TEL：0475-22-1721 FAX：0475-22-1759 住所：茂原市茂原 1102-1 長生合同庁舎 1階
	名義変更・廃車等	関東運輸局千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 TEL：050-5540-2025 FAX：0438-63-5527 住所：袖ヶ浦市長浦字拓式号 580-77
バイク (125cc超)	名義変更・廃車等	関東運輸局千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 TEL：050-5540-2025 FAX：0438-63-5527 住所：袖ヶ浦市長浦字拓式号580-77
国税	相続税の手続き	茂原税務署 TEL：0475-22-2166 住所：茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎
	所得税・消費税申告等	
農業者年金	年金に関する手続き	J A長生 ・茂原支所 TEL：0475-24-5118 住所：茂原市鷲巣103  ・本納支所 TEL：0475-34-2233 住所：茂原市本納1747
年金		ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165  ねんきんサテライト茂原 住所：茂原市千代田町1-6 茂原サンヴェルプラザ1階
不動産登記	土地・家屋等所有者の移転 (相続)登記等	千葉地方法務局茂原支局 TEL：0475-24-2188 住所：茂原市高師台1-5-3

手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
遺言書	遺言書の検認・開封	千葉家庭裁判所一宮支部 TEL：0475-42-3531 住所：一宮町一宮 2791
相続放棄	相続の放棄等	
生命保険等	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座等	口座凍結の解除の手続き	各金融機関 等
株式等	名義変更	各証券会社 等
国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	解約	各契約会社
固定電話・携帯電話	契約承継・解約	各契約会社
電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
NHK 受信料	名義変更・解約 減免取りやめ	NHK ふれあいセンター ・名義変更・解約 フリーダイヤル TEL：0120-151515 有料ダイヤル TEL：050-3786-5003  ・減免取りやめ TEL：0570-077077 FAX：045-522-3004
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社

## ご遺族メモ/家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html))を御覧ください。

## ご遺族メモ/故人の財産について

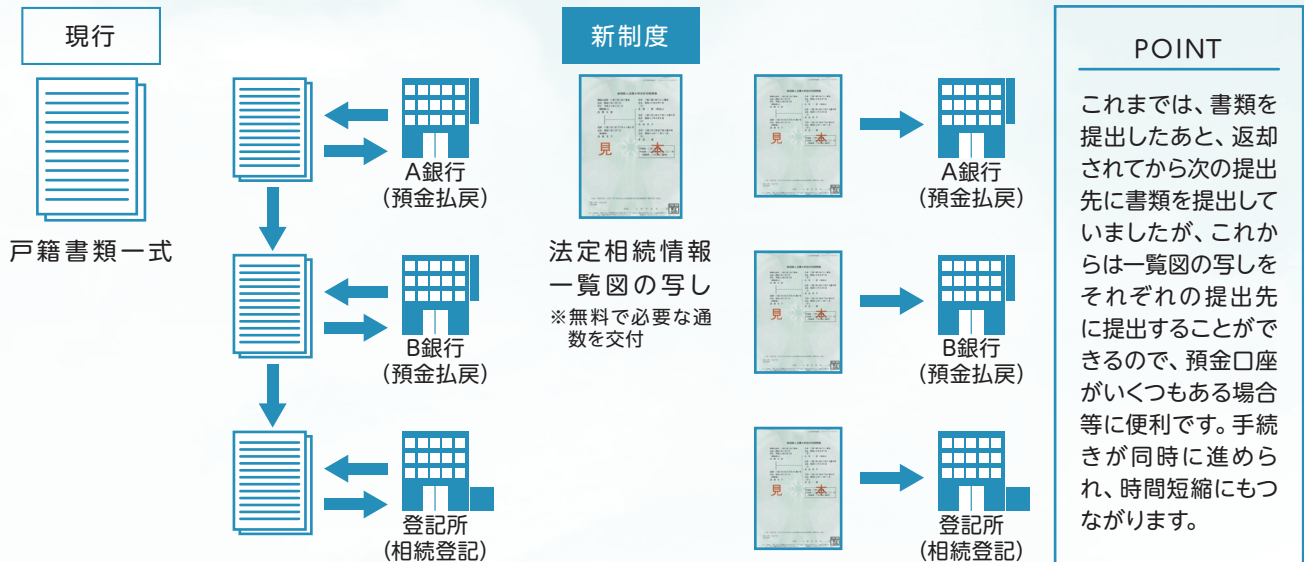
不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

# 法定相続情報証明制度について

この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を  
何度もし直しする必要がなくなります。※1

※1相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

## 制度の概要



## 手続きの流れ

### ①必要書類の収集

市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。

### ②法定相続情報一覧図の作成

被相続人(亡くなられた方)及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成します。所定の申出書に必要事項を記入し①②の書類を添付して登記所へ申出をします。

### ③申出書を記入し登記所へ申出

認証文付き法定相続情報一覧図の写しが交付され、戸籍謄本等が返却されます。



### POINT

時間がない場合や、必要な戸籍、書類が遠方にある場合など、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は専門家※2に依頼することも可能です。

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士

法定相続情報証明制度に関する  
詳しい手続きはこちら!

法務局ホームページ

検索

千葉地方法務局  
<https://houmukyoku.moj.go.jp/>



# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

# 委任状

同一世帯の方や配偶者、両親などの親族に代わって、代理人が請求する場合は、委任状が必要です。記入例を参考に、委任状は委任者本人が記入してください。

## ＜委任内容の記入例＞

住民票等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>茂原 太郎</u> の (個人・世帯) の住民票 <u>1</u> 通</li> <li>・ <u>茂原 花子</u> の除住民票 <u>1</u> 通</li> </ul>
	<p>下記の内容を載せる場合は、□にチェックを入れてください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>本籍・筆頭者    <input checked="" type="checkbox"/>世帯主・続柄    <input type="checkbox"/>外国人固有項目    <input checked="" type="checkbox"/>履歴(氏・住所)世帯主)</p> <p><input type="checkbox"/>マイナンバー    <input type="checkbox"/>住民票コード</p> <p>※マイナンバーと住民票コードを記載する場合は本人宛に郵送します。</p>
戸籍等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>茂原 太郎</u> の記載事項証明書 (個人・世帯) <u>1</u> 通</li> <li>・ <u>茂原 太郎</u> の住所証明書(軽自動車登録用) <u>1</u> 組</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>茂原 太郎</u> の戸籍 (謄本・抄本) <u>1</u> 通</li> <li>・ <u>茂原 花子</u> の出生から死亡までの戸籍謄本 各 <u>1</u> 通</li> <li>・ <u>茂原 太郎</u> の附票 (謄本・抄本) <u>1</u> 通</li> </ul> <p>下記の内容を載せる場合は、□にチェックを入れてください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>本籍・筆頭者    <input type="checkbox"/>在外選挙登録地(国外在住の方のみ)</p>
住民異動届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>茂原 太郎</u> の { 住所変更 (転入・転居・転出) 世帯変更 (世帯分離・世帯合併・世帯主変更) }</li> </ul>
その他	<p>上記事項に当てはまらない事項を委任する方はご記入ください。</p> <p>[ <u>茂原花子の婚姻から死亡までの戸籍謄本各1通</u> など ]</p>
使用目的 (証明書の場合)	<p><u>相続登記</u> 手続きのため <u>法務局</u> に提出。</p>

問い合わせ先：茂原市役所市民課 電話 0475 (20) 1502 [直通]

## ＜注意事項＞

- ※ 委任事項に必要な通数が記載されていないものは、1通のみの交付となります。
- ※ 除住民票を委任される場合は、平成26年6月19日以前に除票になった証明書は発行できませんのでご注意ください。
- ※ 必要な方や本籍・続柄・履歴の有無などチェックされていないものは、委任された個人の本籍等(国籍等)・続柄等・履歴を省略した住民票の写しとさせていただきます。
- ※ 委任事項について確認が必要な場合がありますので、電話番号は必ずご記入ください。
- ※ 代理人は必ず本人確認書類をお持ちください。
  - ① 運転免許証/パスポート/個人番号カード(顔写真付)等の身分証明書の場合は1点
  - ② ①の身分証明書が無い場合は、保険証、公的年金関係書類等を2点以上
- ※ 消せるボールペンは使用しないでください。

※なお、住所または氏名に誤りがあるなど、内容に不備がある場合は受付できません。

# 委任状

※委任するご本人が作成してください。

記入日 年 月 日

委任する人 (本人)	住所		
	氏名	電話番号	(風間連絡できる場所 携帯・自宅)
	※本籍	※筆頭者	

※戸籍関係の証明を請求される場合は、必要な方の本籍・筆頭者を記入してください。

私は次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

代理人 (窓口に来る方)	住所	
	氏名	【代理人の方へ】 受付窓口で本人確認書類をご提示ください。

この委任状は、印鑑登録関係の手続きには使えません

委任する内容及び、必要な通数等を下記に記入してください。

住民票等	<ul style="list-style-type: none"> <li>_____の〔個人・世帯〕の住民票 _____通</li> <li>_____の除住民票 _____通</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     下記の内容を載せる場合は、□にチェックを入れてください。  <input type="checkbox"/>本籍・筆頭者    <input type="checkbox"/>世帯主・続柄    <input type="checkbox"/>外国人固有項目    <input type="checkbox"/>履歴(氏・住所・世帯主)  <input type="checkbox"/>マイナンバー    <input type="checkbox"/>住民票コード                      ※マイナンバーと住民票コードを記載する場合は<b>本人宛</b>に郵送します。                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>_____の記載事項証明書〔個人・世帯〕 _____通</li> <li>_____の住所証明書(軽自動車登録用) _____組</li> </ul>
戸籍等	<ul style="list-style-type: none"> <li>_____の戸籍〔謄本・抄本〕 _____通</li> <li>_____の出生から死亡までの戸籍謄本 各_____通</li> <li>_____の附票〔謄本・抄本〕 _____通</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     下記の内容を載せる場合は、□にチェックを入れてください。  <input type="checkbox"/>本籍・筆頭者    <input type="checkbox"/>在外選挙登録地(国外在住の方のみ)                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>_____の〔身分証明書・独身証明書〕 _____通</li> </ul>
住所異動届	<ul style="list-style-type: none"> <li>_____の                             <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">                                 住所変更〔転入・転居・転出〕                                  世帯変更〔世帯分離・世帯合併・世帯主変更〕                             </div> </li> </ul>
その他	上記事項に当てはまらない事項を委任する方はご記入ください。 [ _____ ]
使用目的 (証明書の場合)	_____手続きのため_____に提出。

問い合わせ先：茂原市役所市民課 電話 0475 (20) 1502〔直通〕

## 戸籍証明書等の郵送請求について

◇戸籍証明書等は、**本籍地がある市町村に郵送で交付請求**することができます。  
(ただし、返送先については、**請求された方の住所（住民登録地）**となりますのでご注意ください。)

### 必要なもの

#### ① 請求書

- 必要事項をご記入いただいた別紙の請求書。（次のページ参照）

#### ② 請求者の本人確認書類のコピー

- 運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード（写真付き）、健康保険証等  
※旅券、マイナンバー入りの通知カードは確認書類となりません。

◎代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類のコピー、委任者本人が自署または記名・押印した委任状を同封し、請求理由及び使用目的を具体的に記入してください。

#### ③ 手数料（定額小為替） <※各市区町村で金額が異なりますので、請求先市区町村にご確認ください。>

- 郵便局にてご購入いただけます。お釣りがないようにご注意ください。

全国一律		茂原市の場合	
戸籍全部(個人)事項証明	1 通 450 円	戸籍の附票	1 通 300 円
除籍全部(個人)事項証明	1 通 750 円	身分証明書	1 通 300 円
改製原戸籍謄抄本	1 通 750 円	独身証明書	1 通 300 円

※身分証明書・独身証明書は本人（親権者）のみ請求可能です。  
それ以外の方は委任状が必要になります。(P.25～26参照)

#### ④ 返信用封筒

- 返信用封筒に、返送先（請求者）の郵便番号、住所、氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。  
※封筒の大きさ・重さによって金額が異なりますので、ご注意ください。  
また、お急ぎの場合は、速達料金分の切手を追加してください。  
※郵送請求の場合、往復の配達日数と市区町村での処理日数がかかりますので、  
日数に余裕をもって請求してください。

①

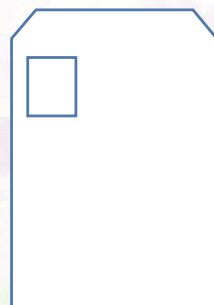


②

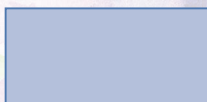


身分証明書の  
コピー

④



③



①～④を  
入れる

【請求には本人確認資料の写しが必要です】  
戸籍証明書等の請求書

(宛先) 長

◎請求者について書いてください

令和 年 月 日

☆偽りその他不正の手段で交付を受けた時は三十万円以下の罰金に処せられます(戸籍法百三十三条)

住所	〒		電話番号(昼間に連絡できる場所)
氏名	フリガナ	請求者は	<input type="checkbox"/> この戸籍に名前のある方 <input type="checkbox"/> この戸籍に名前のある方の夫・妻・子・父母・孫・祖父母 *直系の分かる戸籍の写しの添付が必要な場合があります。 <input type="checkbox"/> その他( )
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日		

\*請求の理由を具体的に記入して下さい

権利行使又は義務履行のため   
 国又は地方公共団体の機関に提出するため   
 その他  
 【請求理由】(確認できる書類の添付をお願いします)

◎どなたの戸籍が必要ですか

本籍	番地		
筆頭者氏名 (戸籍のはじめに書かれている方)	必要な方の氏名		
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	

戸籍	全部事項証明書(謄本)		通	附票	全部(全員分)		通
	450円				300円		
	個人事項証明書(抄本)		通		一部(個人分)		通
					身分証明書		通
除籍	全部事項証明書(謄本)		通	本人以外申請の場合 には委任状が必要です	300円		通
	個人事項証明書(抄本)		通		独身証明書		300円
改製原戸籍	謄本		通	本人以外申請の場合 には委任状が必要です			
	抄本		通				

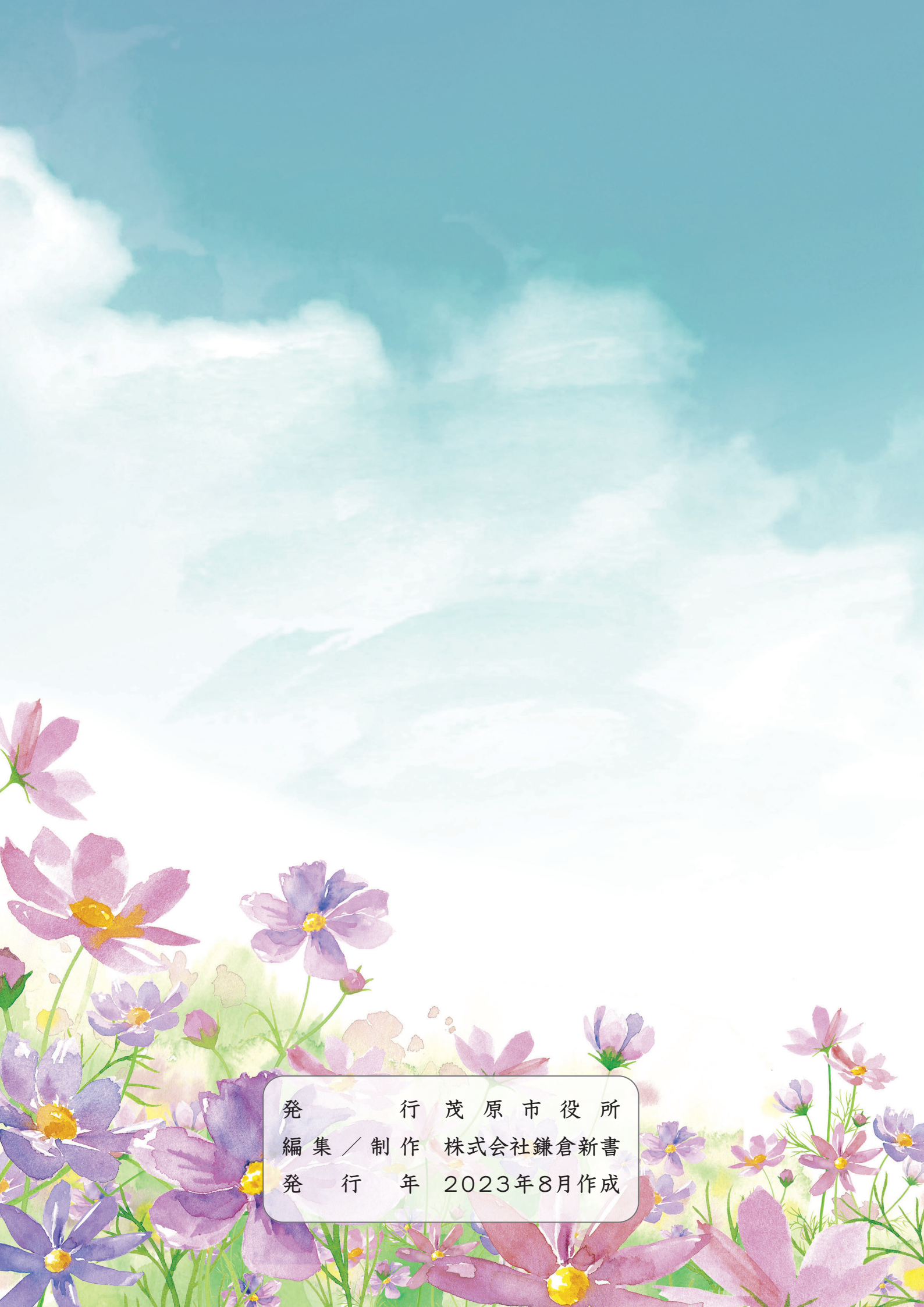
\*相続などで必要な内容が分かっている場合には記入して下さい

今回は( )が死亡したことによる手続きで  
死亡した人について( )の出生から死亡まで  
死亡した人について( )の婚姻から死亡まで  
 ( )と( )の関係の分かるものを( )通

\*添付書類一覧(送付される前にチェックして下さい)

手数料(定額小為替) 郵便局で購入して下さい  
返信用封筒 切手を貼って請求される方の郵便番号、住所、氏名を記入して下さい  
請求者の本人確認資料の写し 住所と氏名が分かるもので有効期限内のものに限る  
 運転免許証/住民基本台帳カード等の公の機関が発行した身分証明書 健康保険証、公的年金関係書類等  
委任状(請求の内容によって必要となる場合があります)  
請求理由確認書類(ご自身、配偶者、直系親族の戸籍を請求する場合は省略できます)

\*ご不明な点や手数料については、本籍地市区町村にお問い合わせください。



発行 茂原市役所  
編集 / 制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2023年8月作成